

大型店の立地に関するガイドライン ～大型店による主体的な地域貢献の促進～

商工政策課

1 ガイドラインの主旨

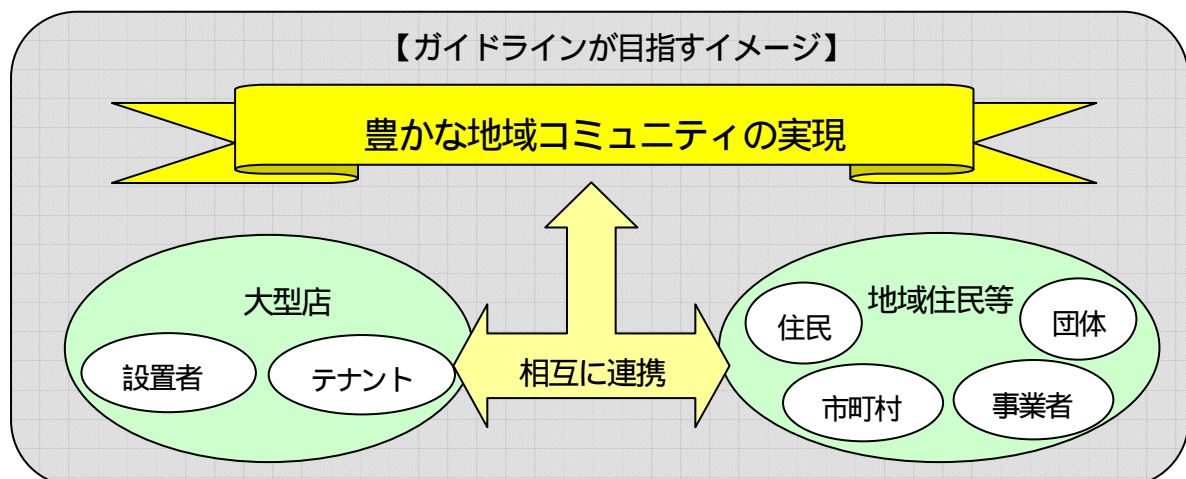
大店立地法指針の改定にあたり、国の審議会からは、大型店には企業の社会的責任として地域社会への貢献が期待されている旨の考えが示されました。企業の社会的責任は大型店だけに求められるものではありませんが、地域密着型産業である小売業を営む大型店には、地域貢献に関して大きな期待が寄せられています。

一方、県内の各地域は、安全安心なまちづくり、産業振興など、さまざまな課題に直面しています。こうした地域においては、課題の解決に向けて大型店と積極的に連携し、その力を引き出していくという手法も有効と考えられます。同時に、大型店の側も、地域の中で長期的に発展していくためには、自らが地域社会の一員であることを認識し、さまざまな課題を抱える地域のニーズを踏まえて地域貢献の取組みを進めることが重要です。

こうした観点から、県では、豊かな地域コミュニティを構築していくために、大型店に対して、企業の社会的責任としての主体的な地域貢献を求めるとともに、地域住民等との十分なコミュニケーションと連携のもと、地域の実情に即した形で地域貢献を進めるうえで必要となる取組みを定めたガイドラインを平成17年12月26日に策定しました。

ガイドラインでは、店舗面積1万㎡以上の店舗に対して届出や具体的手続きを求めてスタートしましたが、策定から今日までの間、まちづくり三法の改正という大きな動きがあり、また、県でも平成19年10月25日に「大型店の地域貢献等に関する外部評価委員会」を設置し、ガイドラインの内容等に関して、外部からの意見を求めてきました。

こうした結果、多くの大型店による地域貢献をさらに促進し、より地域の実情を反映した地域貢献策となるようにするため、基準面積を引き下げ、市町村や商工団体の関わりを盛り込む形で改正し、平成21年4月1日から施行することとしました。



2 大型店に求めること

1 一定規模以上の大型店（特定大型店）について

生活環境等の面での影響を広範囲に及ぼすような規模の大きい大型店（店舗面積5千㎡以上。特定大型店と呼ぶ。）について、本ガイドラインでは具体的な地域貢献の手順を定めています。

特定大型店の設置者及びテナント事業者は、本ガイドラインに沿って、地域貢献に積極的に取り組むとともに立地市町村等からの協力要請に対し、誠意をもって対応してください。

特定大型店の新設等の場合（特定大型店の新設または5千㎡以上の増床を行う場合を対象とする）

出店計画書の届出、説明会の開催

- ・ 開発行為許可申請の事前協議開始時等、早期の出店計画書の知事への届出および立地市町村・商工団体への情報提供
- ・ 地域住民等に対する説明会の開催（届出後2ヶ月以内）

地域貢献計画書の届出、説明会の開催

- ・ 地域貢献計画書の知事への届出（遅くとも大店立地法届出後4ヶ月以内）
- ・ 地域住民等に対する説明会の開催（届出後速やかに開催）
- ・ 地域貢献に関する地域住民等の意見にも配慮した地域貢献の実施

地域貢献に関する協議会の設置

- ・ 開業後において、地域貢献に関して地域住民等と話し合うための協議会を設置

地域貢献に関する窓口の設置

- ・ 開業後において、地域住民等からの意見提出等に対応するための窓口を設置

既設の特定大型店等の場合（既設の特定大型店または5千㎡未満の増床により特定大型店となる店舗を対象とする）

地域貢献計画書の届出

- ・ 地域貢献計画書の知事への届出（ガイドライン施行後2ヶ月以内。増床の場合は、増床後速やかに届出）

地域貢献に関する窓口の設置

- ・ 開業後において、地域住民等からの意見提出等に対応するための窓口を設置

2 一定規模未満の大型店について

地域貢献の実施

- ・一定規模未満の大型店の設置者は、本ガイドラインの主旨を踏まえ、別記「大型店に求める具体的な地域貢献策」等について、地域貢献に積極的に取り組んでください。

出店情報の早期提供

- ・出店情報を立地市町村・商工団体に早期提供

立地市町村・商工団体の取組みへの協力

- ・地域貢献の実施について、立地市町村や商工団体から次のような求めがあった場合、誠意をもって対応してください。

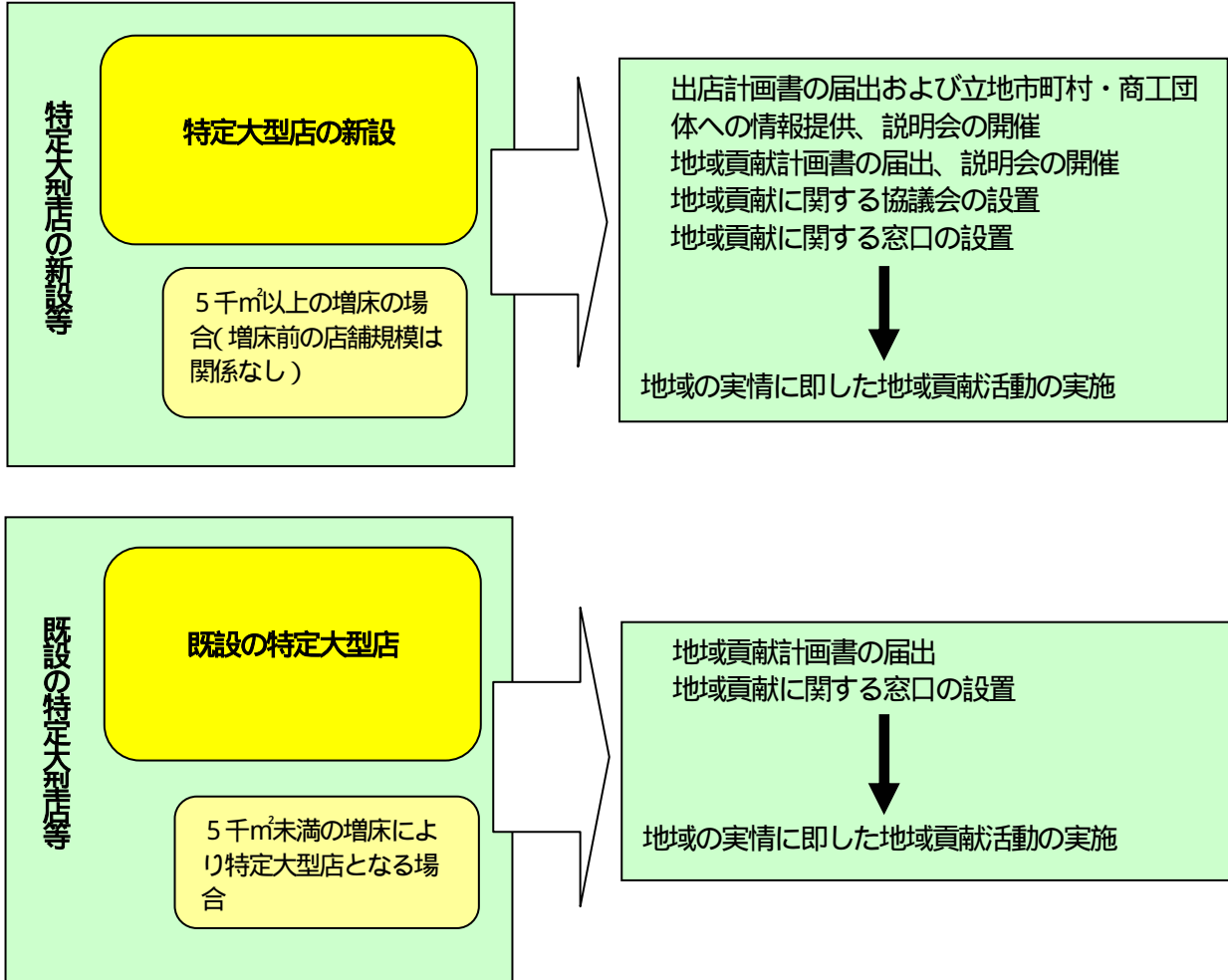
<例示> 市町村のガイドラインへの協力、地域貢献やまちづくりに関する協定・覚書等の締結、市町村の地域貢献協議会等への参加、その他市町村の公的行事・公的機関等への参加要請など

テナント事業者の協力

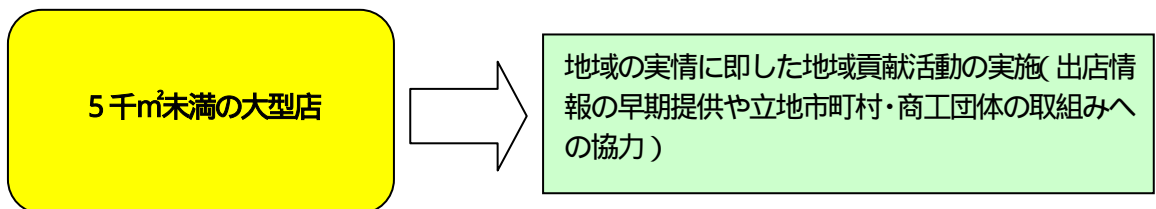
- ・設置者が行う地域貢献活動への協力および自らも積極的な地域貢献への取組み

【大型店に求めること】

< 一定規模以上の大型店（特定大型店） >



< 一定規模未満の大型店 >



特定大型店：店舗面積 5 千㎡以上の大規模小売店舗

3 市町村に求めること

市町村は、地域のまちづくりの中心的役割を担っており、大型店と地域との良好な関係を構築していくうえでは、住民、事業者、商工団体等の意見を幅広く集約し、主体性を発揮することが求められます。

市町村は、地域の実情に応じて、次のようなことに自主的に取り組み、大型店の地域貢献活動を促進し、豊かな地域コミュニティの実現に努めてください。

<例示> 市町村のガイドライン策定、地域貢献やまちづくりに関する協定・覚書等の締結、市町村の地域貢献協議会等の設置、その他市町村の公的行事・公的機関等への参加要請など

4 商工団体に求めること

商工会議所、商工会等の商工団体は、地域経済団体として商工業者の発展を推進することを使命としています。

商工団体は、市町村と連携・協力しながら、このガイドラインの目的が達成されるよう大型店との情報交換や連携に努めてください。

5 制度に対する理解促進と情報の公開

1 制度の周知

県では、開発許可、農地転用、大店立地法届出等に係る事前の相談時など、さまざまな機会を捉えて大型店に対して積極的な制度周知を図り、協力を求めています。

県民に対しても、さまざまな機会を捉えて制度の周知を図っていきます。

一定規模未満の大型店に対して、ガイドライン等を策定して地域貢献を促そうとする市町村に対しては、県としても積極的な情報提供、助言を行っていきます。

2 情報の公開

県では、大型店、地域住民等による情報の共有を促進するために、知事に届出があった計画の内容などについては、ホームページ等で公表します。

また、地域貢献の実施状況等についても、必要により大型店から報告を求め、適宜公表します。

項 目	概 要
1 地域づくりの取組みへの協力	市町村が進める地域づくりへの協力 地域づくり等に取り組む団体等への協力 祭りや各種行事を実施する自治会等への協力 中心市街地活性化の取組みへの協力
2 地域と連携した地域経済活性化の推進	商店街が実施するイベントへの協力 出店地の商工会議所、商工会等への加入 県内の卸売業者との取引促進 地域および県内の商業者のテナント入居促進 県内の商工業者が行う商品開発等に対する支援 地域および県内商業者の研修の機会の提供
3 県産品の販売促進・需要拡大への協力	県産品の積極的な販売等 県産品コーナー設置など、県産品の積極的なPRと販売促進 「熊本県産地消協力店」の取組みへの協力
4 地域雇用確保への協力	地域および県内からの雇用の促進 安定的雇用の確保 障がい者雇用の促進 少子化対策・男女共同参画の推進 職業訓練教育の積極的な推進
5 防犯・青少年非行防止対策の推進	実効性ある万引き防止等各種防犯対策の実施 人通りの少ない場所に対する巡回の実施等 深夜営業時の防犯・青少年の非行防止対策の実施 営業時間外の非行防止対策の実施 緊急通報体制の確立
6 地域防災への協力	災害時の避難場所等の提供 緊急時の物資の提供
7 ユニバーサルデザイン普及への協力	店舗へのユニバーサルデザインの導入 ユニバーサルデザインに配慮した広告等 物販を通じたユニバーサルデザインの普及への協力 地域商店街等へのユニバーサルデザインの普及への協力 ユニバーサルデザイン普及への取組み
8 環境対策の推進	水保全対策の実施 ヒートアイランド・地球温暖化対策の実施 「ノレジ袋」・トレ削減、包装の簡素化等、廃棄物抑制対策の実施 リサイクル等対策の実施 環境美化対策の実施 廃棄物等の処理 「光害」の対策の実施
9 省エネルギー対策の推進	営業時間等短縮への配慮 過剰な照明の削減 空調温度の適切な設定 新エネルギー・省エネルギー設備の設置
10 交通対策の実施	交通安全対策の実施 交通渋滞対策の実施
11 景観形成、街並みづくりへの協力	
12 核テナント撤退や店舗閉鎖時の対策	早期の情報提供等 後継店の確保 従業員の雇用の確保 取引先企業に対する対応 店舗閉鎖に伴う環境悪化の防止
13 情報公開の推進	
14 その他の対策	